

- 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年1月31日老企第34号）（厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

新	旧
<p>(別添) 第一 福祉用具 1 (略) 2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目 (1)～(6) (略) (7) <u>スロープ</u> <u>貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のもは除く。</u> (8) <u>歩行器</u> <u>貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。</u> (9) <u>歩行補助つえ</u> <u>カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。</u> 3 (略) 第二 (略)</p>	<p>(別添) 第一 福祉用具 1 (略) 2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目 (1)～(6) (略) (新設) (新設) (新設) 3 (略) 第二 (略)</p>